

第5次総合計画 策定方針

第5次防府市総合計画 策定方針

令和2年3月

1 計画策定の経緯

防府市では、平成23年3月に第4次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、将来都市像である「人・まち元気 誇り高い文化産業都市 防府」の実現に向けた取組を進めてきました。

計画期間の中間である平成28年3月には、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に合わせた見直しを行い、現在に至っています。

第4次防府市総合計画の計画期間が令和3年3月をもって終了するに当たり、令和3年度を初年度とする新たな総合計画（第5次防府市総合計画）を策定します。

2 計画の位置付け

総合計画は、*防府市自治基本条例 第13条に規定する本市の最上位計画です。

*防府市自治基本条例

- 第13条 市長は、本市における最上位の計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画を、この条例の趣旨に沿って策定しなければなりません。
- 2 総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。
- 3 市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。
- 4 市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。

3 計画の基本的な考え方

(1) 未来に向けた取組を力強く進める計画

厳しい財政状況から将来にわたり持続可能な行財政基盤への転換を強力に進めるとともに、防府市の将来の発展をしっかりと見据えた上で、「市民生活の安全・安心」「産業の振興」「将来の防府市を担う子どもたちの育成」等の真に必要な取組を絞り込んで重点的に推進していく計画とします。

(2) 具体的で実行性を重視する計画

特に重要な事業については、内容や経費、実施期間を記載し、「やること」「できること」を具体的に示し、実行性を重視した計画とします。

(3) わかりやすい計画

これまで別々に策定していた*防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と*防府市行政経営改革大綱を総合計画へ統合し、一体的に推進していきます。

また、写真や図表を多く用いるとともに、構成や表現などをシンプルなものとして、誰にでもわかりやすい計画とします。

*防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少の克服と地域の活力創出に向けた取組を定めたもの。

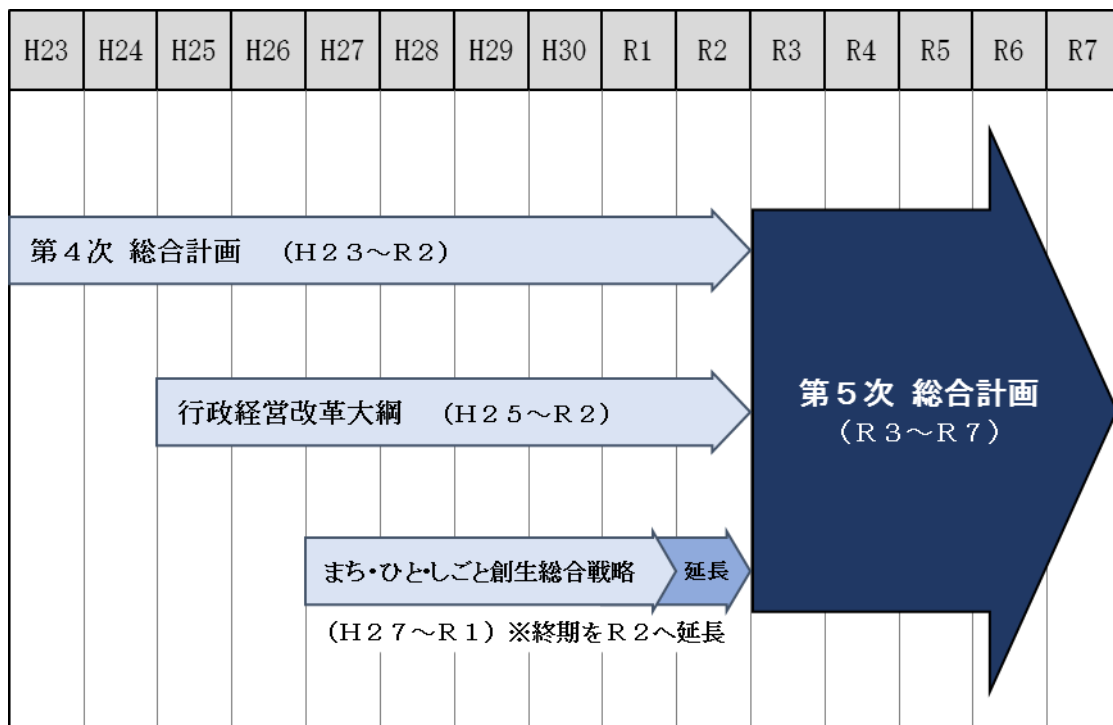
*防府市行政経営改革大綱

限られた予算や人員で最大限の成果を生み出すための方針等を定めたもの。

4 計画期間

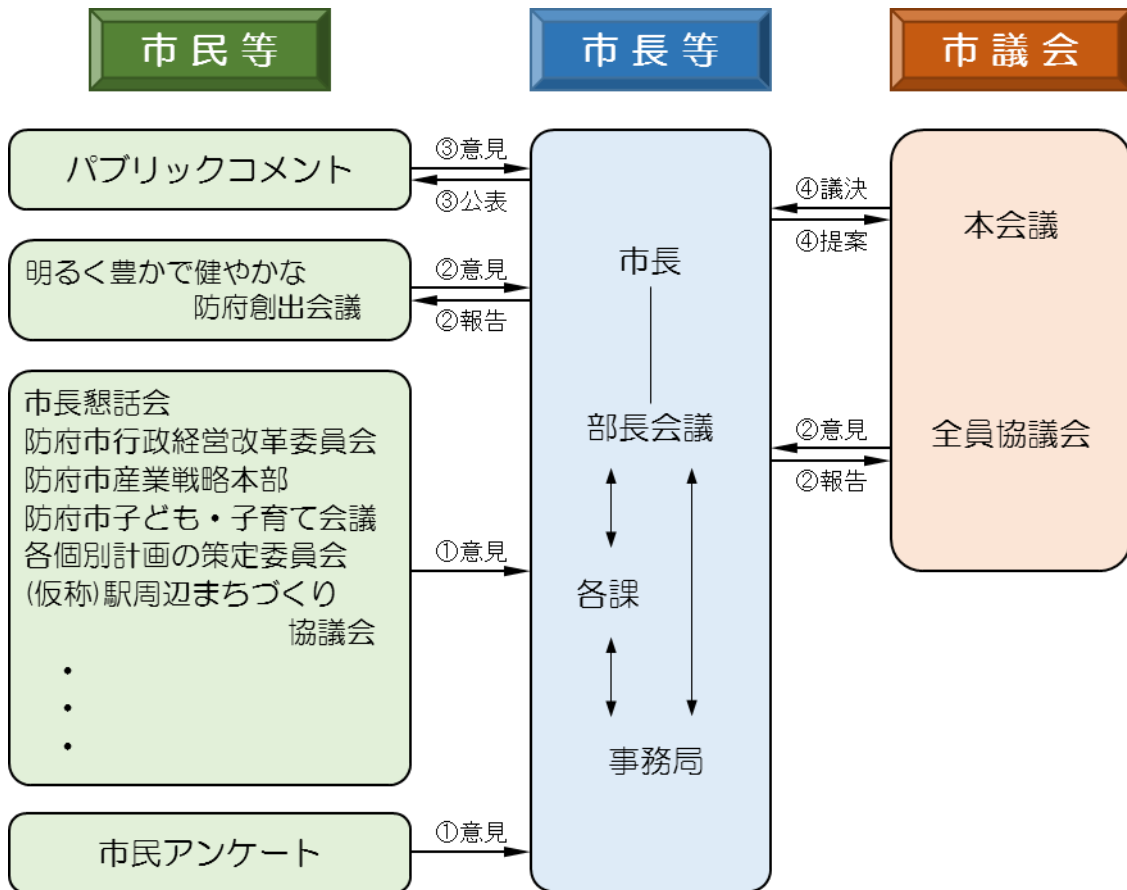
実行性を重視した計画とするため、また、変化のスピードが速い時代に的確に対応するため、計画期間は5年間（令和3年度から令和7年度まで）とします。

なお、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第5次総合計画への統合に合わせ、現戦略の計画期間（令和元年度まで）を1年延長します。



5 策定体制

市民等の参画の下で計画の策定を進めます。



- ① 課題やテーマごとにお聴きした意見を基に計画案を作成します。
- ② 骨子案や素案を報告し、意見をいただきます。
- ③ パブリックコメントを実施します。
- ④ 最終案を市議会定例会で審議します。

6 今後のスケジュール (予定)

- 令和2年4月～令和2年11月 意見の集約
骨子案・素案の作成
- 令和2年12月～令和3年1月 パブリックコメント
- 令和3年2月 市議会定例会へ議案提出
- 令和3年3月 新たな総合計画の策定